

地域医療支援病院について

地域医療支援病院制度の概要

趣旨

医療施設機能の体系化の一環として、患者に身近な地域で医療が提供されることが望ましいという観点から、医師の少ない地域を支援する役割を担い、紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じて、第一線の地域医療を担うかかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備等を有するものについて、都道府県知事が個別に承認している。

役割

- 紹介患者に対する医療の提供
- 医療機器の共同利用の実施
- 救急医療の提供
- 地域の医療従事者に対する研修の実施

承認要件

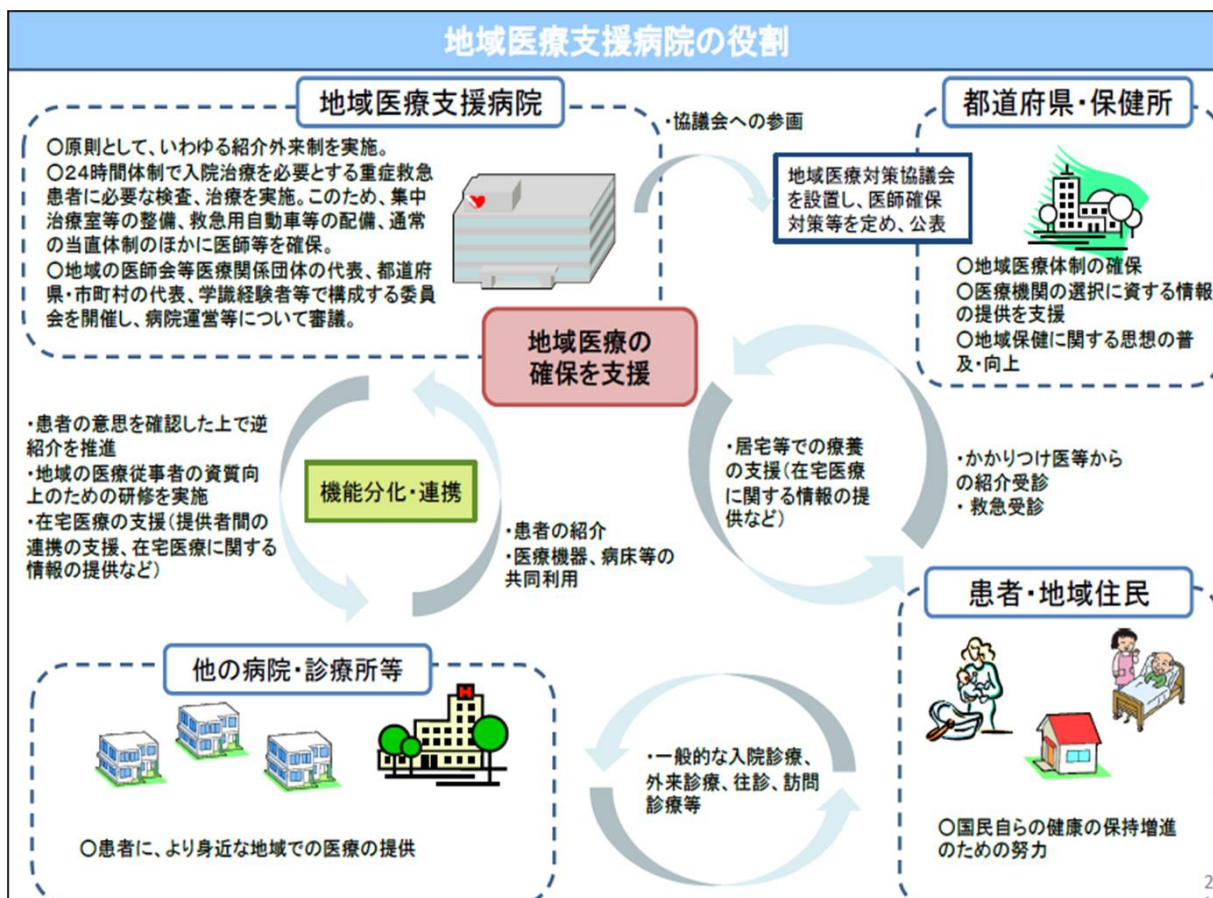
「資料3-3 地域医療支援病院承認に係る審査概要」に記載のとおり

承認状況

県内病院

- 奈良県総合医療センター(奈良医療圏) (H26.4.1)
- 奈良県西和医療センター(西和医療圏) (H26.4.1)
- 済生会中和病院(東和医療圏) (H27.7.23)
- 南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター(南和医療圏) (H29.11.27)
- 市立奈良病院(奈良医療圏) (R元.12.20)

※全国666病院 (令和3年8月時点)



近畿大学奈良病院 地域医療支援病院の申請に関する協議について

- 地域医療支援病院の承認にあたっては、厚生労働省の通知により、あらかじめ医療審議会の意見を聞くこととされていましたが、令和3年3月に通知が改正され、当該病院が所在する構想区域の地域医療構想調整会議において協議した上で、その協議の結果や当該病院が所在する二次医療圏及び都道府県の実情を踏まえて医療審議会での審議が行われるよう留意することとされました。
- そのため、近畿大学奈良病院の地域医療支援病院の申請に関して、地域における病床機能の分化・連携に与える影響などを議論いただきます。

以下の資料にて説明

- 資料3-2 地域医療支援病院名称承認申請書(近畿大学奈良病院)
- 資料3-3 地域医療支援病院承認に係る審査概要

<関連通知(抜粋)>

医療法の一部を改正する法律の施行について

(平成10年5月19日付健政発第639号 厚生省健康政策局長通知 令和3年3月30日改正)

第二 地域医療支援病院に関する事項

三 承認に当たっての留意事項

(六) その他

承認に当たっては、新法第四条第二項に基づきあらかじめ都道府県医療審議会の意見を聴くこととされているが、その際には、当該承認が地域における病床の機能の分化及び連携に影響を与えることが想定されることから、あらかじめ当該病院が所在する構想区域の地域医療構想調整会議において協議した上で、当該協議の結果や当該病院が所在する二次医療圏及び都道府県の実状を踏まえて審議が行われるよう留意すること。